

さいたま市指定障害児通所支援等事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16、第24条の17、第24条の34、第24条の35又は第24条の36の規定に基づき、次の各号に定める者（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）が行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等若しくは障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者
- (2) 指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者又は指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者であった者
- (3) 指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者

(監査方針)

第2条 監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準)

第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 要確認情報
 - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - イ 相談支援事業等へ寄せられる苦情
 - ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導において確認した情報
実地指導を行った指定障害児通所支援等事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第4条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援等事業者等若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援等事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査を行うに当たっては、根拠規定、日時及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を記載した実施通知を、対象となる指定障害児通所支援等事業者等に交付するものとする。ただし、さいたま市指定障害児通所支援等事業者等指導実施要綱第9条の規定により実地指導を中止して監査を行う場合は、この限りでない。

3 監査は、原則として監査指導課の職員2名以上をもって行うものとする。ただし、指定基準違反等の内容により必要があると認められる場合は、障害福祉所管課の職員と合同で行うことができる。

4 前項ただし書きの規定により合同で監査を行う場合においては、監査指導課長は、職員の派遣について、障害福祉所管課長あてに依頼するものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(勧告等)

第6条 監査の結果、指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の23第1項、第24条の16第1項又は第24条の35第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により勧告した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。

3 勧告を受けた指定障害児通所支援等事業者等が第1項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(上位措置への移行)

第7条 前条の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援等事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、監査指導課長は、命令への移行について、障害福祉所管課長に依頼するものとする。

2 前項の規定は、監査の結果、他の行政上の措置（指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をいう。）をとることが必要と認められる場合について準用する。

(命令等)

第8条 第6条第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の規定により命令した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。

3 第1項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号、第24条の17各号及び第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第10条 監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処

分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第11条 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合は、障害児支援給付費等の全部又は一部について法第57条の2第2項及び法第57条の2第5項の規定による不正利得の徴収等（返還金）として徴収するものとする。

2 命令又は指定の取消し等を行った場合は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、原則として、法第57条の2第2項及び法第57条の2第5項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

（国等への報告）

第12条 監査及び行政措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、都道府県、及び県内市町村に報告するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援等事業者等の監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。